

はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン

(趣旨)

第1条 はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、はこだて健幸プロジェクト（以下「本会」という。）の目的に賛同し、連携を希望する企業・団体の取扱いについて、指針を定めるものである。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本会」とは、はこだて健幸プロジェクトをいう。
- (2) 「代表」とは、はこだて健幸プロジェクト代表をいう。
- (3) 「会員」とは、はこだて健幸プロジェクト会員をいう。
- (4) 「幹事会」とは、はこだて健幸プロジェクト幹事会をいう。
- (5) 「幹事」とは、はこだて健幸プロジェクト幹事会幹事をいう。
- (6) 「事業パートナー」とは、本会の目的に賛同し、連携する企業・団体等をいう。
- (7) 「はこだて健幸プロジェクトロゴマーク」とは、本会が制作した「はこだて健幸アプリ～Hakobit～」(以下「Hakobit」という。)および「はこだて市民健幸大学」、「はこだて健康ナビ」のロゴマークをいう。

(事業パートナー)

第3条 事業パートナーは、次の各号から構成される。

- (1) 本会に会員として参画する企業・団体および函館市（保健福祉部，市民部，教育委員会），または幹事会に幹事として参画する企業・団体
- (2) 函館市と連携協定を締結し、かつ協定内容に健康増進に関する事項がある者
- (3) 第1号に該当する者を除く函館市の部およびその内部組織
- (4) 本ガイドラインに定める申請を行い、代表に承認された者

(事業パートナーの登録申請)

第4条 前条第1号から第3号に該当しない企業・団体で、本会の目的に賛同し、事業パートナーの登録を希望する者は、別に定める要綱に基づき申請しなければならない。

(内容)

第5条 事業パートナーは、次の各号に掲げる事項を活用することができる。

- (1) 様々な意見を事業に反映し、本会を円滑に運営するため、本会の会員および幹事会の幹事として参画すること。

(2) H a k o b i t を使った健康づくりに参画すること。

ア 健康アプリに協賛することで、市民の健康づくりに積極的に事業パートナーとしてアピールすること。

イ 協賛企業・団体のPR情報や、健康づくりの取組み等を本会が運営する公式HP「はこだて健康ナビ」で掲載すること。

ウ 事業パートナーが主催するイベント等と連携したH a k o b i t スタンプラリーコースを作成すること。

(3) 市民が楽しみながら健康に関する知識を習得する場として、事業パートナー主催の健康づくりイベント「はこだて市民健幸大学」を開催すること。

(4) 本会と連携した事業を実施する際、はこだて健幸プロジェクトロゴマークを使用すること。

2 前項の活用を希望する者は、別に定める要綱に基づき申請しなければならない。

(損害賠償)

第6条 事業パートナーは、本会に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うものとする。

2 事業パートナーが受けたいかなる損害および、事業パートナーが他者に与えたいかなる損害についても、本会は損害を賠償する義務を負わない。

(承認の取消し)

第7条 代表は、事業パートナーが、別に定める要綱の基準のいずれかに該当することが判明した場合、または事業パートナーが申し出た活用項目が、別に定める要綱の基準を満たしていないことが判明した場合、承認の取消しをすることができる。この場合、本会は、事業パートナーに生じる損害を賠償する義務を負わない。

(苦情対応)

第8条 事業パートナーが申し出た活用項目に関する苦情等が発生した場合、事業パートナーが誠実に対応するものとし、本会は当該苦情等へ対応する義務を負わない。

(協議による解決)

第9条 本会と事業パートナーおよび新たに事業パートナーの登録を希望する企業・団体は、本ガイドラインに定めのない事項または本ガイドラインの解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ、速やかに解決を図るものとする。

(本ガイドラインの変更)

第10条 代表は、必要に応じて本ガイドラインを変更することができる。

附 則

本ガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。